

# 危険物が追加されました！

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号）が公布され、これまで非危険物として消防法令等の規制対象外であった「**炭酸ナトリウム過酸化水素付加物**」が消防法上の第一類危険物（酸化性固体）に追加されました。（平成23年12月21日公布、平成24年7月1日施行）

## 〈炭酸ナトリウム過酸化水素付加物ってなに？〉

- ・ 一般的に「過炭酸ナトリウム」、「過炭酸ソーダ」などと呼ばれています。
- ・ その物自体は不燃性ですが、加熱、衝撃、摩擦等により分解し酸素を放出するため、可燃物と接触すると燃焼を促進させます。
- ・ 多くは無色の固体又は白色の粉末で酸素系漂白剤や食器洗い乾燥機用洗剤、洗濯槽クリーナーなどに含まれておりますが、いろいろな成分を混ぜ合わせて製品化しているため、スーパーやホームセンターなどで販売されている製品については危険物に該当しないものもあります。

## 〈どのような規制を受けるの？〉

- ・ 貯蔵又は取り扱う数量によっては、消防法に基づく市町村長の許可（指定数量以上）又は火災予防条例に基づく少量危険物貯蔵・取扱いの届出（指定数量の五分の一以上）が必要になります。

規制を受ける数量（第一類 酸化性固体）

性質	指定数量	消防法に基づく許可が必要な数量	火災予防条例に基づく届出が必要な数量
第一種 酸化性固体	50キログラム	50キログラム以上を貯蔵又は取り扱う場合	10キログラム以上50キログラム未満を貯蔵又は取り扱う場合
第二種 酸化性固体	300キログラム	300キログラム以上を貯蔵又は取り扱う場合	60キログラム以上300キログラム未満を貯蔵又は取り扱う場合
第三種 酸化性固体	1,000キログラム	1,000キログラム以上を貯蔵又は取り扱う場合	200キログラム以上1,000キログラム未満を貯蔵又は取り扱う場合

※炭酸ナトリウム過酸化水素付加物はその形状等により性質が異なる可能性があるため、容器の外部に付されている表示で危険物に該当しているのか確認が必要です。

## 容器への表示について

消防法令により、第一類危険物を収納する容器の外部に下記の事項を表示することが義務付けられています。

- ①危険物の品名
- ②危険等級
- ③化学名
- ④危険物の数量
- ⑤注意事項(火気・衝撃注意等)

### 《注意》

経過措置により、平成25年12月31日までの間は容器に表示がされていない場合がありますので危険物に該当するか否かは製造メーカーに確認してください。

## 〈いつから規制を受けるのか?〉

- ・ 今回の改正政令は平成24年7月1日に施行されるため、同日から規制されますが、経過措置等が定められているものもあります。

### 【政令による経過措置】

- 1 新たに消防法に基づく許可を受けなければならない施設は、平成24年12月31日までの猶予期間が設けられています。また、平成24年7月1日現在で既に許可を受けている危険物施設で位置、構造及び設備の変更に係る許可を受ける必要がある危険物施設も、平成24年12月31日までの猶予期間が設けられています。
- 2 消火設備及び警報設備の設置又は改修等が必要となる場合、平成25年12月31日までの猶予期間が設けられています。
- 3 掲示板の改修等が必要となる場合、平成24年9月30日までの猶予期間が設けられています。
- 4 危険物の内装容器及び運送容器の外部に行う表示に関する基準については、平成25年12月31日までの猶予期間が設けられています。
- 5 指定数量の倍数が増加することになる危険物施設は、平成24年9月30日までに届け出なければなりません。

### 【条例による経過措置】

- 1 配管の構造の技術上の基準について、一定の条件を満たす場合は適用しません。
- 2 収納容器への表示については、平成 25 年 12 月 31 日までの猶予期間が設けられています。
- 3 位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、一定の条件を満たす場合は、平成 25 年 6 月 30 日までの猶予期間が設けられています。
- 4 届出については、平成 24 年 12 月 31 日までに届け出なければなりません。



ご不明な点はこちらまで連絡下さい。

印西地区消防組合消防本部  
予防課 危険物係  
☎ 0476 (46) 9976

\* 消防法に基づく許可が必要となった場合、甲種危険物取扱者、乙種一類危険物取扱者、またはどちらかの立会いを受けている者でなければ取り扱うことができません。